

5/20  
福井県民

## 高浜原発の再稼働差し止め

# 仮処分の執行停止却下

福井地裁

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止めの仮処分決定をめぐり、福井地裁が、関電による執行停止申し立てを「執行停止をするための明らかでない事情について説明がな

されていない」として却下していたことが分かった。却下は十八日付。関電は、決定が出た三日後の四月十七日に、「判断の基礎となる重要な事実を誤認がある。発電所が起動できな

ければ、損失は一日で六億円に上る」などと執行停止の緊急性を主張していた。関電側は「誠に遺憾。異議審で早期に仮処分命令が取り消されるよう安全性の主張、立証に全力を尽くし

ていく」とコメントした。住民側弁護士は「仮処分決定を出した裁判官と異なる裁判官が却下したことに意義がある。異議審でも、関電の申し立てが却下されると確信している」と話した。執行停止申し立ては、緊急的に仮処分決定の効力を止めるよう求めるもの。二十日からは、仮処分の是非を審理する異議審が、福井地裁で開かれる。